

新型コロナウイルス感染症に係る町主催等イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針  
(5月18日改定)

1. 経過及び現状

本町では、令和2年3月5日に新型コロナウイルス感染症に係る町主催等イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針を定め、国及び福島県の対処方針を踏まえた見直しを適宜実施し、対応してきた。

国は、5月14日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域を変更し、福島県を含む39県について同宣言を解除し、基本的対処方針の見直しを行った。これを受け福島県は5月15日に緊急事態措置を解除し、新たな「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を示した。

これらの状況を踏まえ、町主催等イベント開催及び町有施設の開館等については、次のとおりとする。

2. 町有施設の開館について

町有施設は、安全性の確保や適切な感染予防対策等の準備が整った施設から、以下のことに留意し、順次開館する。ただし、屋内外の体育施設等（自治センター等の運動施設、運動器具も含む。）については、令和2年5月31日まで、高校生以下の児童・生徒の使用は認めない。

なお、学校施設については、教育委員会が別に定める。

(留意事項)

- ① 施設の特性や利用形態等により感染のおそれが高い施設については、当面の間、その全部または一部使用を休止する。
- ② 開館後、感染症拡大防止の観点から、定員変更、入場制限、時間制限等を設けることができるものとする。また、施設内において感染が発生した場合、または発生するおそれが高いと判断した場合は、当面の間休館するものとする。
- ③ 施設の再開にあたっては、福島県が国の通知に基づいて作成した「特別措置法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和（事業再開）に当たっての感染防止対策の例（別紙）を参考に感染防止対策を実施するものとする。

3. イベントの開催について

(1) 基本的考え方

- ① クラスタが発生するおそれがあるイベント等や密閉、密集、密接の可能性のある集まりについては、開催の中止または延期とする。

特に、全国的かつ大規模なイベント等（一定規模以上のもの）の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応をする。

- ② その他のイベント等については、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参

加人数とすること、屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安に、適切な感染防止対策を講じた上で実施する。

#### (2) イベント等を開催する条件

- ①適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が講じられていること。
- ② イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えること。
- ③ 上記の人数に満たないイベント等であっても、密閉された空間において大声での発声、歌唱や応援、または近接した距離での会話等が想定されるイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。

#### 4. 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当面の間とする。

#### 5. 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

#### 6. 附 則

この指針は、令和2年3月5日から施行する。

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

この指針は、令和2年4月21日から施行する。

この指針は、令和2年5月2日から施行する。

この指針は、令和2年5月18日から施行する。